

三島市建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事の競争入札に参加することができる資格を有する者の格付及び建設工事の競争入札に参加させようとする者（随意契約において見積書を徴しようとする者を含む。以下同じ。）の選定について、他に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(総合点の算定方法)

第2条 競争入札に参加する者に必要な資格（平成5年三島市告示第37号。以下「告示」という。）

第1の5に規定する客観的事項の数値及び主観的事項の数値は、次条及び第4条の規定により算定するものとする。

(客観的事項の数値)

第3条 前条に規定する客観的事項の数値は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の定めにより算定した最新の総合評定値通知書に記載された総合評定値（P点）とする。

(主観的事項の数値)

第4条 第2条に規定する主観的事項の数値は、次の各号に掲げる項目ごとに当該各号に定めるところにより算出した数値の合計値とする。

(1) 工事成績の状況

三島市発注工事を対象とし、格付対象年度の初年度（以下第6条を除き、単に「格付対象年度」という。）の前々年の1月1日から前年の12月31日までの間に検査担当課が採点した入札参加者各自の工事評定点（工事が2以上あるときは、その平均値とし、該当する工事がない場合は0点とする。）が76点以上78点未満の場合は20点、78点以上80点未満の場合は30点、80点以上82点未満の場合は40点、82点以上の場合は50点とする。

なお、上記期間における工事ごとの工事評定点で67点超70点未満があった場合は、請負件数1件につき20点減点、64点超67点以下があった場合は30点減点、64点以下があった場合は50点減点とする。

(2) 請負件数の状況

三島市発注工事を対象とし、格付対象年度の前々年の1月1日から前年の12月31日までの間に完成した請負件数 1件につき5点

(3) 優良工事表彰の状況

格付対象年度の前々年度及び前年度において、三島市より優良工事表彰を受けた場合 工事1件につき50点

(4) 若年技術者（35歳未満）の雇用状況

総合評定通知値の若手技術職員の継続的な育成及び確保、又は新規若年技術職員の育成及び確保に該当がある場合 各10点

(5) 災害に関する協定の締結状況

格付対象年度の前年の12月31日において、三島市と災害協定を締結している場合
20点

(6) 障害者の雇用状況

格付対象年度の前年の12月31日において、静岡県の障害者雇用企業登録者名簿に登録されている場合 10点

(7) ISO9001の取得状況

格付対象年度の前年の12月31日において、ISO9001を取得している場合 10点

(8) ISO14001又はエコアクション21の取得状況

格付対象年度の前年の12月31日において、ISO14001又はエコアクション21を取得している場合 10点 (両方でも 10点)

(9) 地域防災に関する状況

格付対象年度の前年の12月31日において、三島市消防団協力事業所表示証の交付を受けている場合 10点

(10) 暴力団排除に関する状況

格付対象年度の前年の12月31日において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に基づく不当要求防止責任者の選任届を静岡県公安委員会に提出し、格付対象年度の前々年の1月1日から前年の12月31日までの間に、責任者講習を受講した者がいる場合 10点

(11) 市内住民の雇用状況

格付対象年度の前年の12月31日において、従業員数に対する市内に住所を置く従業員を雇用している割合 3割以上の場合 10点 5割以上の場合 20点 7割以上の場合 30点

(12) 次世代育成支援に関する状況

格付対象年度の前年の12月31日において、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項又は第4項に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出をしている場合 10点

(13) 女性活躍推進に関する状況

格付対象年度の前年の12月31日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条第1項又は第7項に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出をしている場合 10点

(14) 健康経営優良法人に関する状況

格付対象年度の前年の12月31日において、健康経営優良法人の認定を取得した場合 10点 (等級の格付基準)

第5条 第2条により算定した総合点に基づき、三島市内に営業所を有する者について、土木一式工事については、A、B及びCの3等級に、建築一式工事及び電気工事については、A及びBの2等級に格付を行うものとする。

なお、格付を行う場合における総合点の範囲等は、三島市建設工事等業者資格審査委員会の審議を経て、別に定める。

(格付の有効期間)

第6条 格付の有効期間は、格付対象年度の初年度の4月1日から翌年度の3月31日までの2年間とする。

2 年度途中で新規に格付をしたものについては、前項の有効期間の末日までとする。

(入札参加者の選定)

第7条 入札参加者の選定については、告示第1の1及び4の定めにより当該建設工事の入札に参加することができる資格を有する者のうちから地域的条件、工事手持量、工事経歴、工事成績、技術者数、経営内容等を勘案して、三島市建設工事等業者資格審査委員会が行うものとする。

附 則

この要領は平成30年11月7日から施行し、平成31年4月1日以後に行う格付について適用する。

附 則

この要領は平成 31 年 2 月 26 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以後に行う格付について適用する。

附 則

この要領は令和元年 10 月 8 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日以後に行う格付について適用する。

附 則

この要領は令和 4 年 10 月 5 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日以後に行う格付について適用する。